第百十条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十一条第五項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同項第一号イ中「児童手当法第二十条第一項第一号から第四号まで」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号」に改め、同項第二号中ホを削り、ニをホとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　子ども・子育て支援法第六十八条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）

第百十一条第六項第一号ホ中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同項第二号イ中「児童手当法第二十条第一項第一号」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号」に改める。

第百十二条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十三条第三項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、「費用で」の下に「国庫が負担するもの並びに子ども・子育て支援法第六十五条第三号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十八条第二項の規定により」を加える。

第百十四条第八項中「児童手当法第二十条第一項第一号」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号」に、「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十八条の見出しを「（子ども・子育て支援勘定の積立金）」に改め、同条第一項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に、「児童育成事業費」を「子ども・子育て支援交付金」に改め、同条第二項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同条第三項中「児童育成事業費」を「子ども・子育て支援交付金」に、「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十九条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百二十条第二項第三号中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、「金額」の下に「（子ども・子育て支援交付金の額を除く。）」を加える。

第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

附則第三十一条の二の前の見出しを削り、同条及び第三十一条の三を次のように改める。

（年金特別会計における児童手当に関する経理）

第三十一条の二　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「児童手当及び」とあるのは「児童手当（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下「子ども・子育て整備法」という。）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（以下「整備法改正前児童手当法」という。）による児童手当を含む。）及び」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

（年金特別会計における子ども手当に関する経理）

第三十一条の三　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

（年金特別会計における子ども手当に関する経理）

第三十一条の三　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法第十八条第一項及び第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「